

いしかわにおける新型コロナウイルス感染症と  
「新しい生活様式」に関連する

# 政 策 提 言

令和2年10月21日

石 川 県 議 会

## 目 次

提言にあたって	1
提言1 差別・偏見の根絶	2
(1) 県民向け広報活動の強化	
(2) 児童生徒に対する啓発活動の実施	
(3) 報道機関への働きかけの強化	
(4) 感染症に関する情報の更なる公表の促進	
(5) 医療従事者・保健所関係者に対する差別・偏見ゼロ	
提言2 クラスター対策の更なる充実	4
(1) 感染管理認定看護師増加への環境整備	
(2) 高齢者・障害者福祉施設等の連携体制の強化	
(3) 派遣基準・派遣体制への支援	
(4) 児童養護施設への職員派遣体制の整備	
提言3 検査体制の強化	6
(1) 介護・高齢者施設への入所前PCR検査の実施	
(2) 陰性証明書発行のためのPCR検査体制整備	
(3) 医療従事者に対するPCR検査の実施	
提言4 その他の施策に関するもの	8
(1) 感染予防研修、感染管理研修の強化	
(2) 感染症患者等に対する心のケアの強化	
(3) 保育所等で必要とされる感染防止用備品に対する支援の継続	
(4) 災害時の避難所における環境整備	
(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源の確保	

提言にあたって

新型コロナウイルス感染症は、今なお国内で感染が収まっていない。

この新たなウイルスの出現により、これまで我々が送ってきた日常生活は大きく変容し、県民生活のあらゆる場面において、ウイルスと共存せざるを得ない状況の中、「新しい生活様式」の徹底が求められている。

本年度、国においては過去最大規模の補正予算が編成され、本県においても財政調整基金を大きく取り崩すなど、大規模な累次の補正予算編成が行われ、感染拡大防止に取り組まれている。

しかし、感染防止を図る上で、医療及び福祉の現場だけでは、対応し切れない新たな課題が生じているほか、地震や豪雨といった自然災害時においても、感染症への対応が不可欠となっている。

こうした状況を受け、本県議会政策調査会では、検討委員会を設置し、関係団体をはじめ執行部から聞き取り調査を行ったほか、専門家による研修会を開催するなど幅広く調査を実施し、検討を重ね、新たな課題解決に向けた提言の取りまとめを行ったところである。

知事におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう求めるものである。

令和2年10月21日

石川県議会議長 稲村 建男

## 提言1 差別・偏見の根絶

### (1) 県民向け広報活動の強化

広報誌、新聞、テレビやSNS等の広報媒体をこれまで以上に積極的に活用し、差別や偏見を行わないよう、県民向けの広報活動をより一層強化すること。

### (2) 児童生徒に対する啓発活動の実施

全ての小中高校生に、感染症に伴う差別や偏見、いじめの防止を目的とした啓発活動を実施し、命や暮らしを守る仕事に就いている人たちの立場や感染症患者の気持ちへの理解を深め、人の尊厳や思いやりの心を持つことの大切さを学べる機会をつくること。

### (3) 報道機関への働きかけの強化

報道各社に対し、差別や偏見の根絶へ向け、県民に対する啓発活動に協力していただけるよう、働きかけを強化すること。

### (4) 感染症に関する情報の更なる公表の促進

感染症に関する適切な情報を速やかに県民に伝えることとし、不要な不安を県民に与えないこと。

### (5) 医療従事者・保健所関係者に対する差別・偏見ゼロ

差別・偏見ゼロに向けた取組を県内全域において、強力に行うこと。

## 【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症に関する全ての差別・偏見がゼロとなるよう社会づくりに取り組むことは、何よりも大切である。  
新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者、感染症患者が発生した職場の従業員らに対する差別・偏見は行わないように周知はされているが、差別的言動やいじめはなくなっておらず、取組の強化が求められる。
- 自分が感染してしまうかもしれないという恐れが、他者を攻撃する行動につながるなどの指摘もあるが、差別や偏見は断じて許されるものではなく、人の尊厳や命の大切さの広報や教育を改めて実施する必要がある。特に教育は、生徒自らが考えを深める環境をつくることで効果が高くなると考える。
- 報道が県民に与える影響は多大なものがあり、新型コロナウイルス感染症への偏見根絶に向けて啓発活動をするためには、報道機関の協力が不可欠である。
- 様々な情報が拡散される中、本県でも、不正確な噂やデマにより差別・偏見が発生している。県民へ不要な不安を与えないためにも、県民が正しい情報や知識を得ることができるよう、努めるべきである。  
また、クラスター対応についても、必要な情報を提供する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に対する全ての差別・偏見をなくすことはもちろんのこと、特に現場で医療行為等にあたる医療従事者や保健所の職員は、職場や日常生活において多くの偏見にさらされているため、特に配慮が求められる。

## 提言2 クラスタ対策の更なる充実

### (1) 感染管理認定看護師増加への環境整備

資格取得を推進するため、受講機会の確保及び補充人員の確保を含む受講に係る費用への支援を行い、受講しやすい環境を整備すること。

### (2) 高齢者・障害者福祉施設等の連携体制の強化

職員相互派遣体制を早期に確立すること。また、クラスター発生施設における濃厚接触者の個室管理の徹底、感染により感染症受入れ病院へ入院した入所者が退院後、元の施設へ戻るまでの間、一時的に待機できる病床等の確保についても検討すること。

### (3) 派遣基準・派遣体制への支援

施設管理者が派遣しやすい環境をつくるため、職員派遣終了後の休養期間や検査実施などの基準を作成し、派遣元への感染に対する不安や負担を払拭するとともに、必要な支援を行うこと。

### (4) 児童養護施設への職員派遣体制の整備

クラスター発生を想定し、児童の生活環境に支障が生じないように、あらかじめ他施設からの職員の応援派遣の体制を整備すること。

## 【現状と課題】

- 感染症の予防や蔓延時に適切に対処できる能力を有する感染管理認定看護師は、本県でも、病院や施設の感染予防対策やクラスター発生時において、感染管理指導でキーパーソンの役割を果たしている。  
感染管理に必要とされる知識・技術は、看護経験の積み重ねだけでは不十分であり、本県の各医療機関や高齢者施設等において、感染管理認定看護師の必要性がますます高まっているが、感染管理認定看護師となるには、指定教育課程を修了し、試験に合格する必要がある、受講費用や各病院における補充人員の確保等が負担となるため、その育成の支障となっている。  
育成の推進には、各医療機関等で計画的に候補者を受講させる仕組みが必要であり、受講に係る費用に対し、「石川県認定看護師育成支援事業費補助金」同様の補助が必須である。
- これまで、高齢者・障害者福祉施設や病院において、クラスター発生時に濃厚接触者の個室管理が追い付かず、感染が拡大したと考えられる事例があった。また、クラスター対策で転院した入所者が退院基準を満たして退院しても、元の施設へ直接戻ることができず混乱したという事例も多くあった。
- 同種施設間での職員派遣にあたっては、派遣元施設の職員に係る業務負担は重くなり、さらに感染症での派遣は災害派遣とは異なり、派遣後に一定期間派遣職員を休養させる必要がある。施設職員はもとより、施設管理者等の理解と差配がなければ成り立たないため、県が行う派遣調整はもとより、更なる支援が必要である。
- 入所児童の生活の場である児童養護施設において、クラスターが発生した場合、急に職員が不足する事態も想定されることから、他施設からの職員応援派遣の体制を入所児童の生活環境に支障が出ないように、あらかじめ備えておく必要がある。

### 提言3 検査体制の強化

#### (1) 介護・高齢者施設への入所前PCR検査の実施

新たに施設へ入所する場合、または、クラスター発生により転院した感染症患者在規定期間を経て元の施設へ戻る場合、施設へのウイルス持込みを防止する観点から、入所前のPCR検査ができるよう、体制を整えること。

#### (2) 陰性証明書発行のためのPCR検査体制整備

経済活動に必要となる陰性証明書（自己負担検査）が取得できる体制が整うよう、関係機関へ働きかけること。

#### (3) 医療従事者に対するPCR検査の実施

新型コロナウイルス感染症患者に直接対応している医療従事者については、医療従事者自身が必要とする場合、自己負担なしで検査を実施すること。



## 【現状と課題】

○ 介護・高齢者施設の入所者は、感染すると重症化するリスクが特に高いため、ウイルスを持ち込まないよう、面会制限や新規入所者に対するPCR検査実施などの対策に取り組んでいるが、特に検査費用については施設が負担している場合が多く、公費で実施する体制整備が必要である。

○ これからは「新しい生活様式」を徹底した上で、重症化リスクが高い方には十分に配慮しつつ、少しずつ経済活動を元に戻していくことが社会全体として必要であり、今後は安全を確認しながらの経済活動が段階的に拡大していくと予想される。

県内では現在、海外渡航等に必要な陰性証明書を取得できる機関はあるものの、例えば商用等で陰性証明書を取得できる機関の有無すら分からず、今後は、経済活動を拡大していく上で、医療行為と関係なくPCR検査を行うことができる体制が求められる。

○ 感染症患者に直接対応している医療従事者は、個人防護具を装着しているものの、感染防止に細心の注意を払い、家族・同僚への配慮など極度のストレスを常に抱えている。県内でもクラスター発生施設において、感染の恐れから多くの職員が退職した事例があった。対応した職員全員を定期的に検査することは、必要な検査を圧迫する恐れがあるため現実的ではないが、直接対応している医療従事者自身が必要とする場合に自己負担なしで検査を受けられることは、今後、感染の再拡大時において、医療崩壊を防ぐために最低限必要である。

#### 提言4 その他の施策に関するもの

##### (1) 感染予防研修、感染管理研修の強化

看護師全般の資質向上や現場から離れている潜在看護師への復職へ向けた教育のため、研修を充実し強化すること。

##### (2) 感染症患者等に対する心のケアの強化

感染症患者とその家族及び新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者へのメンタルヘルスやカウンセリングは大切であり、その窓口などを広く周知し、その機会を確保すること。

##### (3) 保育所等で必要とされる感染防止用備品に対する支援の継続

マスクや消毒液等の感染防止対策が、施設運営に求められる間は、現在行われている感染防止用の備品購入への支援について、今後も継続して実施すること。

##### (4) 災害時の避難所における環境整備

災害時に避難所になり得る体育館等の空調設備設置等について、避難所の環境を整えるため、市町へ検討を働きかけること。

##### (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源の確保

「感染症の防止」と「社会経済活動」の両立を図り、地方が地域の実情に応じたきめ細かな取組ができるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と「新型コロナウイルス緊急包括支援交付金」について十分な額を継続的に確保できるよう、国へ働きかけること。

## 【現状と課題】

- 感染防止対策には、看護師の役割が欠かせず、現場で働く看護師の資質向上が、対策強化につながると考えられる。  
また、宿泊療養施設等をサポートする看護師確保のためにも、潜在看護師の復職へ向けた教育が求められている。
- 県民や感染症患者及びその家族、感染症対応医療従事者の心のケアを行う各種相談窓口について、専用窓口の存在を知らない現場職員やその家族が多いことから、周知に努めることが大切であり、心の疲労を原因とした医療従事者の退職などによる医療崩壊を防ぐためにも、必要な方に適切なケアを受けていただくことが必要である。
- 現在、保育所等において、新型コロナウイルス感染症対策に必要なマスク・消毒液等の配布や感染防止用の備品購入に対し、支援が行われているが、感染症対策が必要な間は継続した支援が求められる。
- 幼児らとの密な接触を避けられない保育士は、感染防止のため、通常、マスクを装着しているが、乳幼児は生後8か月頃に人の顔の表情を認証する機能が発達するとされており、マスクで保育士の顔の大部分が隠れることを危惧する保育関係者の声もあった。  
乳幼児の成長に悪影響を及ぼしかねないとして、現在、保育所等では、より経費が掛かるフェイスシールドや口元が透明な特殊マスク等を調達し始めているところもある。他の感染防止用備品とともに、今後も恒常的な使用が必要である限り、支援の継続が必要である。
- 災害時に避難所を開設する場合、感染症を予防する観点から、多くの避難者を受け入れることができる体育館等の使用が想定されるが、夏期の避難所では避難者の熱中症リスクがあることから、空調設備の設置等について、市町等において検討する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症は、ワクチンや治療薬が開発されるまで長い期間を要することが見込まれる。この間、地方が感染拡大の状況や経済・雇用情勢等を踏まえ、引き続き、迅速かつ的確に対応していくためには、十分な額の財源を確保しておく必要がある。